

国立大学法人岩手大学人事制度・評価委員会規則

平成16年4月1日 制定
令和2年3月25日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第2条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学人事制度・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 任用基準及び任期制度に関する事。
- 二 利益相反及び兼業基準に関する事。
- 三 人事評価に係る基本の方針に関する事。
- 四 評価システムに関する事。
- 五 評価基準及び評価方法に関する事。
- 六 評価結果等に関する事。
- 七 その他人事制度及び評価に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 研究科長
- 六 法人運営部長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する理事が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

第6条 削除

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学人事制度専門委員会規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年7月22日から施行し、平成23年6月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。